

別添

令和3年4月1日

競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）人件費の
支出により確保された財源の活用方針

国立大学法人筑波大学長

競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）人件費の支出により確保された財源の活用方針は以下のとおりとする。

1. 目標

本学は、学際的な協働の上に新たな学問分野を創成する「真の総合大学」として、学問分野の多様性と卓越性を高めるために必要な研究環境の向上、優秀な人材の確保等のために、本制度を活用する。（以下、PI の人件費から拠出された財源を本学が研究力強化に活用する仕組みを「本制度」という。）

2. 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により拠出された財源については、下記のために活用するものとする。

(1) 本制度により人件費を拠出したPI 自身への研究力強化支援

- ・PI 自身に対するインセンティブ
- ・研究室の環境整備のための費用
- ・論文費用、特許出願費用等研究成果の公開・活用のための費用
- ・その他、PI の研究推進に必要な経費

(2) 本学の研究力強化に資する方策

- ・基盤的な研究や挑戦的・萌芽的研究に対する研究費の支援
- ・博士課程学生等、若手研究者活躍のための支援に係る費用
- ・研究人材、支援人材（URA・技術職員等）雇用に係る費用
- ・研究設備・機器の共用化に係る費用
- ・その他、本学の研究力強化に資する取り組みにかかる費用

3. 本制度により確保された財源の配分について

本制度により確保された財源の配分については、当分の間、本制度により人件費を拠出したPI の所属する教育研究組織に配分し、予算の範囲内で、上記2に基づき活用することとする。

4. 活用にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学は直接的・間接的に本制度への拠出を強制はしない。
- (2) 本制度の活用にあたっては、上記の目標の達成のために人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革と一体的に実施する。
- (3) 本制度については、全学的な活用・実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しをする。